

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」に関する御意見募集の結果について

令和5年7月21日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」について、令和5年6月1日から同月30日まで御意見の募集を行ったところ、5件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する当グループの考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	御意見に対する考え方
意見公募手続においては、具体的かつ明確な内容を示すべきであるため、意見募集の添付資料に改正命令案を提示の上、再度意見募集をするべきである。 (同旨1件)	ご意見ありがとうございます。 意見公募手続の趣旨は、法令の改正内容について事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。 この点、今般の改正における具体的内容を可能な限り具体的かつ明確に改正概要に記載した上で意見公募手続を行っているところですので、改めての意見募集は予定しておりません。
すべてのアクセス履歴を取り、本人が簡易に自分の情報へどこの行政機関がアクセスしたのかを開示でき、流出や不正利用などに悪用された場合の罰則強化を盛り込んでください。 普通の欧米並みのまともなデジタルにしてください。罰則も強化せずに権限だけどんどんつけるなら反対です。	ご意見ありがとうございます。 情報連携が行われた結果については、全て記録しており、各個人は、その記録を、マイナポータルを通じて容易に確認することが可能であり、透明性を確保しております。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）では、個人番号を含む個人情報の漏えいを抑止する観

	点から、一般の個人情報保護法制よりも罰則を強化しております。
前提として、私は、マイナンバーカードの普及と有効活用に賛成の立場です。行政事務にかかる費用を削減するとともに、正確かつ迅速な手続きを実現してほしいです。 今回意見を送ってみようと思ったのは、最近次から次へと出てくる情報連係の不備と利用範囲についての報道を聞いて、非常にがっかりしたからです。 まず、情報連係についてです。個人を正確に識別し、迅速に手続きをするための道具が、誤連係により混乱と遅滞をまねているのは本末転倒です。幅広く利用したい気持ちはよく分かりますが、当面は年金・健康保険証・公金受取口座・納税手続きに特化して、確実に連携を進めてほしいものです。 次に、利用範囲についてです。概要資料の2.(1)によると、保育士等の32の国家資格職の手続きにも使えるようになっていようですが、私はこれに反対です。個人番号制の当初の主旨は、税と社会保険の正確かつ効率的な手続きのためだったはずです。自分はこれを堅持すべきだったと考えています。デジタル庁の体制が貧弱なまま一般企業に丸投げすれば、直近の報道にある残念な結果になるのは誰にだって想像できます。税金とも社会保険とも直接関係のない資格の手続きをマイナンバーでするのは中止にしませんか？ そこで、代替案を提示します。普及することなく消えていった住民基本台帳カード	マイナンバー制度は、行政運営の効率化と国民の利便性向上をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤です。こうした趣旨の実現に資する行政事務については、国会での審議を経て、御指摘の保育士等の国家資格の手続きを含め、マイナンバーの利用ができる行政事務として番号利用法の別表に新たに規定されました。本命令案は、番号利用法の別表に規定された事務の個別具体的な内容を規定するものとなります。 なお、後段のご意見につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。

なるものがあつたかと思います。マイナンバーとは別に、今から改めて住基カードに相当するものを作りませんか？12桁の英字で識別するマイコードカードと仮置きします。マイコードカードの第一の役割は持ち歩く住民票です。マイナンバーカードで住民票を印刷するのではなく、住民票として持ち歩くことを前提にします。マイナンバーカードは、本人確認にももちろん使えますが、使わないときは家に置いておくイメージです。「本人確認書類といえば、マイコードカードを提示する」のが理想形です。第二の役割は公的な資格管理です。保育士等の32の国家資格に限らず、教員免許や運転免許証もマイコードカードに連係して一元管理します。教員の性犯罪歴や運転の減点記録も見られるようにします。第三の役割は選挙の投票券になることです。紙と印刷費用と郵送費用が無駄に思えてなりません。経費削減と正確な識別に大いに役立ち気がしませんか？	
マイナンバーは反対です。いりません。	ご意見ありがとうございます。 マイナンバー制度は、行政運営の効率化と国民の利便性向上をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤であり、マイナンバーの利用によって、現在、児童手当の申請など、社会保障制度、税制、災害対策といった約2,500の事務において、行政機関等との情報連携により、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略可能としております。 これにより、行政側では、市区町村の窓口での各種書類の発行事務負担の軽減効果があり、また、国民側にとっても、各種書類の取得のため市役所に出向くことや取得した書類の提出といった負担が軽減されます。 マイナンバー制度は以上のように、行政運営の効率化や国民の利便性向上に大きく

	貢献するものであり、引き続き、デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度を推進していきたいと思います。
--	--